

令和2年 第1回

仁木町議会定例会会議録

( 3日目 )

開議 令和2年3月17日(火)

閉会 令和2年3月17日(火)

仁木町議会

## 令和2年第1回仁木町議会定例会（3日目）議事日程

---

◆日 時 令和2年3月17日（火曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

---

### ◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 報告第1号 令和2年度各会計予算特別委員会審査報告書

日程第4 議案第19号 令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）

日程第5 意見案第1号 子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書

日程第6 意見案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

日程第7 意見案第3号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書

日程第8 意見案第4号 大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を  
求める意見書

日程第9 決議案第1号 民族共生の未来を切り開く決議

日程第10 委員会の閉会中の継続審査

日程第11 委員会の閉会中の所管事務調査

## 令和2年第1回仁木町議会定例会（3日目）会議録

開 会 令和 2年 3月17日（火） 午前 9時30分  
 閉 会 令和 2年 3月17日（火） 午前10時25分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

## 出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春  
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣  
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

## 欠席議員（0名）

な し

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 参 事	四十坊 供 之
副 町 長	林 幸 治	建 設 課 長	可 児 卓 倫
教 育 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	奈 良 充 雄
総 務 課 長	新 見 信	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	渡 辺 和 之
財 政 課 長	渡 辺 吉 洋	農 業 委 員 会 事 務 局 長	泉 谷 享
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
企 画 課 長	嶋 井 康 夫	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 課 長	川 北 享	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
ほ け ん 課 長	岩 佐 弘 樹		
産 業 課 長	鹿 内 力 三		

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇  
 総 務 議 事 係 主 任 佐 藤 祐 亮

開 議 午前 9時30分

---

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月9日に引き続き、7番・上村議員及び8番・宮本議員を指名します。

---

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

昨日、3月16日月曜日に議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取り扱い等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項、まずはじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件、議案1件、計2件が追加で付議されています。

次に、議事進行について申し上げます。日程第2まではこれまでと同様に進めます。日程第3・報告第1号『令和2年度各会計予算特別委員会審査報告書』につきましても、3月9日に委員会付託されました議案9件の一括報告を受けた後、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第4の補正予算につきましても即決審議でお願いいたします。日程第5から第8の意見書につきましても、先に決定のとおり進めます。日程第9の決議につきましても、先に決定のとおり進めます。日程第10・委員会の閉会中の継続審査、日程第11・委員会の閉会中の所管事務調査につきましても、先に決定のとおり進めます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 報告第1号

#### 令和2年度各会計予算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第3、報告第1号『令和2年度各会計予算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。宮本委員長。

○予算特別委員長（宮本幹夫）それでは、令和2年度の各会計予算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書2の1ページでございます。報告第1号、令和2年度各会計予算特別委員会審査報告書。令和2年3月17日提出。令和2年度各会計予算特別委員会委員長 宮本幹夫。記といたしまして、令和2年3月9日付託、付託事件につきましては、令和2年第1回仁木町議会定例会で付託となりました議案第5号の条例改正、議案第6号の指定管理者の指定、議案第7号ないし議案第9号の道路認定・廃止、議案第10号ないし議案第13号の令和2年度一般会計及び3特別会計の予算でございます。

2ページをお開き願います。3月13日付、横関議長あての委員会報告書でございます。令和2年度各会計予算特別委員会審査報告書。審査の結果、議案第5号ないし議案第13号は、すべて可決すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページをお開き願います。審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託案件の内容につきましては、先に説明いたしました付託議案合計9件の可否についての審査でございます。委員会開催日、委員会出席者、並びに委員会条例第18条の規定により出席を求めた者につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページでございます。事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過につきましては、第1回仁木町議会定例会において議長を除く議員8名により構成する令和2年度各会計予算特別委員会が設置され、町長をはじめ副町長、教育長他、各関係課長ら説明員の出席を求め、町長より提出のあった、条例改正・指定管理者の指定・道路認定・廃止議案、一般会計及び3特別会計の予算、予算説明資料について一括して説明を受け、議案ごとに質疑を行い、その重要性、緊急性、熟度、波及効果等を総合的に判断し、4日間にわたり審議を実施したものでございます。

続いて、5ページをお開き願います。審査の内容につきましては、議案第5号の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、北後志管内の支給状況などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第6号の指定管理者の指定の審査では、指定管理者の選考方法などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第7号から議案第9号の道路認定・廃止3件の審査では、国有財産無償譲渡の経過などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第10号の一般会計予算の審査では、歳出で、地域おこし協力隊への支援状況、定住促進住宅補助事業の実績、生活支援コーディネーターの役割、合併処理浄化槽設置整備事業の対象範囲、頭首工改修整備事業の工期延長理由、農業次世代人材投資事業の概要、ふるさと納税特産品贈呈事業の委託内容、仁木町観光協会の一般社団法人化の進捗状況、町道維持管理委託料の積算根拠、測量設計委託業務の内容、いじめ防止委員会の役割、ジュニアスキーヤーシーズン券支給事業の概要などについての質疑・確認がありましたが、討論では、「本町の財政は地方交付税などに依存し、財政基盤の脆弱さは財政運営上大きな懸念要因となっているが、一部予算の中で、職員自ら実行可能な事業を外注するなど危機意識の希薄さから納得のいかない予算措置が見受けられたため反対する」との反対討論があり、一方「予算特別委員会では委員から多くの質疑や意見があったものの、町側からは十分な説明があり、子育て支援に関する環境整備など、町民生活の改善に向けた取組が見受けられたため賛成する」との賛成討論もありました。議案第11号の国民健康保険事業特別会計予算の審査では、財

政調整基金の状況などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第12号の簡易水道事業特別会計予算の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第13号の後期高齢者医療特別会計予算の審査では、年金生活者支援給付金についての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。

続いて、6ページでございます。決定事項でございます。議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第6号、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第7号、仁木町道路線の認定について（中フレイト線）については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第8号、仁木町道路線の廃止について（中フレイト線）については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第9号、仁木町道路線の一部廃止について（4番線）については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第10号、令和2年度余市郡仁木町一般会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第11号、令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第12号、令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第13号、令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

本特別委員会において以上のとおり決定しましたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。令和2年3月13日、仁木町議会議長、横関一雄様。令和2年度各会計予算特別委員会委員長 宮本幹夫。以上で報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

宮本委員長、自席へお戻りください。

これより討論・採決を行います。

---

## 付託議案第5号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）それでは、議案第5号『地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

## 付託議案第6号

### ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）次に、議案第6号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

## 付託議案第7号

### 仁木町道路線の認定について（中フレトイ線）

○議長（横関一雄）続いて、議案第7号『仁木町道路線の認定について（中フレトイ線）』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町道路線の認定について（中フレトイ線）』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町道路線の認定について（中フレトイ線）』は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 付託議案第8号

##### 仁木町道路線の廃止について（中フレトイ線）

○議長（横関一雄）続いて、議案第8号『仁木町道路線の廃止について（中フレトイ線）』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町道路線の廃止について（中フレトイ線）』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町道路線の廃止について（中フレトイ線）』は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 付託議案第9号

##### 仁木町道路線の一部廃止について（4番線）

○議長（横関一雄）続いて、議案第9号『仁木町道路線の一部廃止について（4番線）』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町道路線の一部廃止について（4番線）』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町道路線の一部廃止について（4番線）』は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 付託議案第10号

##### 令和2年度余市郡仁木町一般会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第10号『令和2年度余市郡仁木町一般会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔場内挙手するものあり〕



○議長（横関一雄）議案第10号に対する委員長の報告は「可決」です。

したがって、可決に反対者の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

それでは、令和2年度の一般会計予算についての反対討論を行います。令和2年度町政執行方針の中で「本町の財政状況は、地方交付税など他に依存する財源が歳入全体の多くを占めるといった財政基盤の脆弱さは、財政運営上の大きな懸念要因となっております。今後も町債や基金の適切な管理によって、将来世代へ過度の負担を残さない将来を見据えバランスのとれた健全な財政基盤を堅持してまいります」と提言しながらも、一部予算の中で職員自ら実行可能な事業を外注する等、その危機意識の希薄さは理解しがたいものがあり、納得のいかない予算措置が見受けられました。したがって、令和2年度の一般会計予算については反対するものであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）次に、可決に賛成者の発言を許します。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）6番・野崎です。

令和2年度の予算に対し、賛成いたします。本年度の予算委員会の中で各委員の方より、多くの質問をされました。町としても、予算に対し明確な説明をされており、本年の取組として、第2期仁木町子ども子育て支援事業計画に基づいて、新たな子育て支援拠点施設の整備・推進に向け、基本設計を実施するなど、環境整備における町民の生活に寄り添う取組があり、私は本年度予算に賛成いたします。

○議長（横関一雄）他に討論はありませんか

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『令和2年度余市郡仁木町一般会計予算』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 場内、起立多数 ]

○議長（横関一雄）「起立多数」です。

したがって、議案第10号『令和2年度余市郡仁木町一般会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 付託議案第11号

### 令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第11号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 付託議案第12号

##### 令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第12号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 付託議案第13号

##### 令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第13号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第19号

##### 令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）

○議長（横関一雄）日程第4、議案第19号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） それでは議案第19号でございます。

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1496万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4466万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。地方債の補正、第3条、地方債の追加は、第3表 地方債補正による。令和2年3月17日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄） 渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋） 議案第19号、令和元年度一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

この度の補正予算につきましては文部科学省が示す、学校のICT環境整備、GIGAスクール構想の実現に向けた補正予算でございます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金、19款、繰入金、22款、町債をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1496万6000円を追加し、補正後の歳入合計額を38億4466万7000円とするものであります。

2ページをお開き願います。歳出でございます。10款、教育費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1496万6000円を追加し、補正後の歳出合計額を38億4466万7000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。第2表 繰越明許費でございます。本事業につきましては、令和元年度内に支出を終わらない見込みであることから、令和2年度に予算を繰り越して使用するというもので、あらかじめ予算でその上限額を定めておかなければならないことになっているものでございます。繰り越す予算につきましては、上段でございますが、10款、教育費、2項、小学校費、事業名は、校内通信ネットワーク等整備事業小学校施設整備事業で、金額につきましては789万7000円でございます。また、下段でございますが、10款、教育費、3項、中学校費、事業名は校内通信ネットワーク等整備事業中学校施設整備事業で、金額につきましては706万9000円でございます。

4ページをお開き願います。第3表 地方債補正、1. 追加でございます。校内通信ネットワーク整備事業につきましては、学校教育施設等整備事業債の追加で、限度額は740万円でございます。

5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金は748万2000円、地方債は740万円、一般財源は8万4000円でございます。

7ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、教育費国庫補助金につきましては、校内通信ネットワーク整備事業実施に伴い、小学校費補助金、中学校費補助金合わせまして、情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金748万2000円を追加するものでございます。

8ページをお開き願います。19款．繰入金、1項．基金繰入金、1目．財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため8万4000円を追加するものでございます。

次に、9ページをお開き願います。22款．町債につきましては、先ほどの地方債補正で説明した分でございます。

11ページをお開き願います。歳出でございます。10款．総務費、2項．小学校費、2目．教育振興費につきましては、小学校の校内通信ネットワーク整備事業に要する経費で789万7000円の追加でございます。3項．中学校費、2目．教育振興費につきましては、中学校の整備事業に要する経費で706万9000円の追加でございます。以上で令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行ないます。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第19号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第19号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第5 意見案第1号

### 子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第5、意見案第1号『子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。5番・嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）5番・嶋田。

提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の8ページです。意見案第1号、子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書。上記意見書を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。提出者は私、嶋田 茂。賛成者は、磨 直之議員です。意見書の内容につきましては、9ページに記載されております。提出先は北海道知事です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第1号『子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第1号『子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 意見案第2号

### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

○議長（横関一雄）日程第6、意見案第2号『新たな過疎対策法の制定に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・門脇議員。

○3番（門脇吉春）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の10ページでございます。意見案第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書。上記意見書を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。提出者は私、門脇吉春。賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、11ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

門脇議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第2号『新たな過疎対策法の制定に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第2号『新たな過疎対策法の制定に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 意見案第3号

## 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書

○議長（横関一雄）日程第7、意見案第3号『教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の12ページです。意見案第3号、教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、13ページに記載のとおりです。提出先は北海道知事です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第3号『教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第3号『教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 意見案第4号

### 大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第8、意見案第4号『大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の14ページです。意見案第4号、大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、15ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第4号『大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第4号『大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 決議第1号

### 民族共生の未来を切り開く決議

○議長（横関一雄）日程第9、決議案第1号『民族共生の未来を切り開く決議』を議題とします。本件について、提出議員の説明を求めます。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）提出決議について説明いたします。

別冊議案書の16ページです。決議案第1号、民族共生の未来を切り開く決議。上記の決議案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。提出者は私、野崎明廣、賛成者は嶋田 茂議員です。決議の内容につきましても、17ページに記載のとおりです。ご可決下さいますよう。よろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

野崎議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、決議案第1号『民族共生の未来を切り開く決議』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、決議第1号『民族共生の未来を切り開く決議』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第10『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第11 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第11『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時18分

---

再 開 午前10時19分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和2年第1回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、格別なご審議のもと、ご可決を賜り心より感謝を申し上げます。

例年でありますと、本定例会の会期中に小中学校の卒業式が執り行われ、議長をはじめ、議員の皆さまにもご出席をいただいたところでございますが、教育行政報告でも申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの関係で出席者の制限をさせていただき、開催する運びとなりました。入学時から子どもたちの成長過程を見てきた方々にとりまして、卒業式に出席し送り出すことが叶わないことに一抹の寂しさを感じられることとお察しいたしますが、子どもたちの健康管理・安全管理を考えますといたし方ない思いであります。

さて、3月限りで定年退職される川北住民課長におかれましては、長い間行政職員として職務を果たされ、課長職に就かれてからは重責を全うしていただきましたことに、この場をお借りし心から感謝申し上げ



げます。これまでの長い道のりの中で幾つもの苦勞・努力・紆余曲折を経て、今があるものと思います。今後は、町民の1人として、様々な場面でお力を貸していただければと願うところであります。

そして、四十坊産業課参事におかれましては、道庁からの派遣ということで、2年間という短い期間でありますが、ご尽力いただき感謝申し上げますとともに、今後、ますますのご活躍をご期待申し上げます。

また、4月からは新たな体制の下に円滑な行政運営を目指し邁進してまいりますので、今後とも、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、この度の定例会や予算特別委員会の場で、議員各位から賜りましたご意見やご指摘の中に、行政コスト意識についてのご指摘ありましたが、職員は常々最小の経費で最大の効果が図れるように努めております。そして、決して前例主義に陥ることなく、この時流の変化に対応すべく人材を育成していかなければなりません。いつの時代に関わらず、その時代で最善を尽くせるよう、いかに努力をしていかなければならないかということを中心に、今後も職員共々職務に励んでまいります。

結びに当たり、新型コロナウイルスによる影響がいつまで続くのか、先行きが見えない状況であります。議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、新年度を迎えるにあたり、議員の皆さまがますますご活躍されますことを心よりご祈念申し上げまして、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。長期間にわたりご審議を賜り、誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）町長の挨拶が終わりました。

第1回定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。今定例会には、令和元年度の補正予算をはじめ、令和2年度の当初予算、さらには条例改正や指定管理者の指定、道路認定・廃止など、数多くの議案を審議いたしました。議員各位のご精励により無事閉会を迎えることができましたことは議長としても大変うれしく思うところであります。また、町長はじめ、職員の皆さんには、定例会・予算委員会での熱心な説明や答弁をいただき感謝する次第であります。佐藤町長には定例会や予算委員会での各議員からの質問や意見などを精査いただきまして、より一層住みよい、住みやすい、まちづくりに向けて、管理職・職員とも一丸となって邁進していただければと思う次第であります。

さて先ほど、町長の方からもご挨拶がありました。本日の定例会に最後の出席をいただきました管理職の2人、川北住民課長、昭和59年からの36年にわたる長い公務員生活、大変ご苦勞様でした。今後も健康にご留意され、ますますご壮健にて、行政そして議会に対しましても、ご助言やご提言をいただければと思うところであります。長い間、大変ご苦勞様でした。続きまして、四十坊産業課参事。2年間という大変短い期間ではありましたが、北海道からの出向、大変ご苦勞さまでした。今後も北海道職員として、ますますご活躍されることを期待しております。議員一同、お2人の前途がこれからの人生において、有意義な、そして充実したものになりますようご祈念申し上げます。大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、第1回定例会閉会にあたっての挨拶といたします。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和2年第1回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦勞様でした。

閉 会 午前10時25分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和2年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和2年3月6日～3月17日（12日間）

3日目 令和2年3月17日（火）

（開議～午前9時30分／閉会～午前10時25分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告 第1号	令和2年度各会計予算特別委員会審査報告書		
	付託議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について	R2.3.17	原案可決
	付託議案第6号 ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について	R2.3.17	原案可決
	付託議案第7号 仁木町道路線の認定について（中フレトイ線）	R2.3.17	原案可決
	付託議案第8号 仁木町道路線の廃止について（中フレトイ線）	R2.3.17	原案可決
	付託議案第9号 仁木町道路線の一部廃止について（4番線）	R2.3.17	原案可決
	付託議案第10号 令和2年度余市郡仁木町一般会計予算	R2.3.17	原案可決
	付託議案第11号 令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	R2.3.17	原案可決
	付託議案第12号 令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	R2.3.17	原案可決
	付託議案第13号 令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	R2.3.17	原案可決
議案 第19号	令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）	R2.3.17	原案可決
意見案 第1号	子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書	R2.3.17	原案可決
意見案 第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R2.3.17	原案可決
意見案 第3号	教員の变形労働時間制を導入しないことを求める意見書	R2.3.17	原案可決
意見案 第4号	大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書	R2.3.17	原案可決
決 議 第1号	民族共生の未来を切り開く決議	R2.3.17	原案可決